

鉏路市議会個人情報保護条例（素案）の概要

1 総則

条例制定の目的、議会の責務について規定するほか、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定に対応するよう、用語の定義を規定します。

○主な用語の意義

保有個人情報 議会事務局の職員が職務上作成・取得した個人情報で、公文書に記録されているもの（例：通知文に記載された宛名）

個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物

（例：×××名簿の電子データ）

（例：○○綴り）

氏名	年齢	所属
議会 太郎	30	○○委員会
議会 花子	32	××委員会
鉏路 一郎	45	△△委員会
鉏路 二郎	47	○○委員会



仮名加工情報 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように個人情報を加工した情報

匿名加工情報 特定の個人を識別できないように個人情報を加工した情報で、個人情報を復元できないようにしたもの

※これらを議会が自ら作成することは想定し難いものの、外部から取得することは想定し得るため、適正な取扱いなどについて規定します。

2 個人情報等の取扱い

個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の取扱いなどについて規定します。規定の内容は、議会を除く地方公共団体の機関や国の機関等に適用される「個人情報の保護に関する法律」と同様になっています。

3 個人情報ファイル

個人情報ファイルについて規定します。一定の要件を満たす個人情報ファイルについては、個人情報ファイルの利用目的、記録される項目などについて公表しなければならないこととします。

4 開示、訂正及び利用停止

保有個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて規定します。「個人情報の保護に関する法律」と同様の規定としていますが、次の3点については、同法と異なる規定とします。

- (1) 保有個人情報の開示決定等の期限を法律より短くします。(30日以内→14日以内)
- (2) 開示に係る手数料を徴収せず、写しの交付に係る実費負担のみとします。
- (3) 開示に係る公文書に記載されている公務員等の氏名は、原則公開とします。

5 雑則

この条例の適用除外、専門的知見に基づく意見聴取のための審議会への諮問などについて規定します。

6 罰則

議会事務局の職員などが正当な理由がなく個人情報ファイルを他者に提供した場合の罰則などについて規定します。